

令和6年度第2回福島県医療施設等物価高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、物価高騰が長期化する中、光熱水費、食材料費等の高騰に苦慮する医療施設等を支援するため、第2条に定める施設等の設置主体に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で支援金を給付する。

(交付対象施設等)

第2条 この支援金の交付対象となる施設等は、別表の第1欄に定める主体が運営する第2欄に定める施設等（第4欄に定める要件を満たすものに限る。）とする。この場合において、同一施設において複数の施設等に該当する場合は、いずれか一方の施設のみを交付対象とする。

(支援金の算定方法等)

第3条 支援金は、令和6年6月1日から令和7年3月31日までの期間における施設運営に対して交付するものとし、その金額は、別表の第2欄で定める区分ごとに同表の第3欄で定める額の合計額とする。

(支援金の交付申請等)

第4条 この要綱による支援金を受けようとする施設等の運営主体等（以下「申請者」という。）は、交付申請書兼実績報告書（様式第1号）を別に定める日までに知事に提出するものとする。ただし、必要に応じ、参考となるべき資料の追加提出を求める場合がある。なお、交付申請書と実績報告書を兼ねるものとする。

(支援金の交付の決定等)

第5条 知事は、前条の規定による交付申請があったときは、その申請内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めた場合には、速やかに支援金の交付の決定をするとともに、支援金の額を確定し、当該申請者に交付決定及び額の確定通知（様式第2号）により通知するものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うために必要があると認められるときは、申請者に確認の上、支援金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて支援金の交付の決定をするものとする。

(支援金の交付の条件)

第6条 知事は、支援金の交付の決定をする場合において、支援金の交付の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項につき条件を付すものとする。

- 一 支援金に関する書類を整理し、支援金を交付した年度終了後5年間保管しなければならないこと
- 二 この支援金と支援内容が重複する他の補助金等の交付を受けてはならないこと
- 三 虚偽その他不正な手段により支援金の交付を受けてはならないこと

(申請の取下げ)

第7条 支援金の交付の申請者は、この要綱の第5条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る支援金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から10日以内に、申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る支援金の交付の決定はなかったものとみなす。

(交付決定の取消し及び支援金の返還)

第8条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付決定の取消し、又は変更することができる。この場合において、既に支援金が交付されているときには、知事はその全部又は一部の返還を求めることができる。申請者は知事からの請求に応じ支援金を返還しなければならない。

- 一 本要綱第6条の条件に違反したとき
- 二 支援金の交付を受けた後に交付対象施設等の要件に該当しないことが明らかとなったとき
- 三 その他不正な手段により支援金の交付を受けたことが明らかとなったとき

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年12月26日から施行する。

別 表

交付対象者	交付対象施設等の区分	支援金額	交付要件
<p>県内に所在する病院、診療所、助産所、薬局、歯科技工所、施術所を設置、運営する法人又は個人等</p> <p>※国又は地方公共団体が設置主体の場合、公営企業会計など、通常予算とは別に運営されている施設等の設置主体に限る。</p> <p>※令和6年6月1日現在及び申請日において、施設を運営していること。</p>	<p>病院 (許可病床数が300床以上)</p>	<p>1施設につき1,660,000円 1床につき50,000円(※)</p> <p>※<内訳> ・光熱費等支援34,000円/床 ・食材料費支援16,000円/床 ※使用していない病床は支援対象外</p>	<p>○ 医療法(昭和23年法律第205号)の規定に基づき開設している病院又は診療所(往診のみを行う診療所を含み、社会福祉施設の医務室を除く。)のうち、保険医療機関の指定を受けていること。</p>
	<p>病院 (許可病床数が299床以下)</p>	<p>1施設につき830,000円 1床につき50,000円(※)</p> <p>※<内訳> ・光熱費等支援34,000円/床 ・食材料費支援16,000円/床 ※使用していない病床は支援対象外</p>	<p>○ 同一施設において医科と歯科の両方で保険医療機関の指定を受けている場合にあっては、いずれか一方のみを対象とする。</p>
	<p>診療所(有床)</p>	<p>1施設につき830,000円 1床につき50,000円(※)</p> <p>※<内訳> ・光熱費等支援34,000円/床 ・食材料費支援16,000円/床 ※使用していない病床は支援対象外</p>	<p>○ 支援金額の算定基礎となる病床数(精神科以外)は、令和6年度の病床機能報告(※)における「最大使用病床数」とする。 精神科病床については、令和6年6月から12月の精神科病院月報における「最大稼働病床数」とする。 なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により届け出た病床(医療法の規定に基づく許可病床以外の増床分)の使用病床数を含むものとする。 ※令和6年度の報告が未了の場合は、報告後に本支援金を申請すること。</p>
	<p>診療所(無床) 歯科診療所</p>	<p>1施設につき333,000円</p>	
	<p>助産所</p>	<p>1施設につき333,000円</p>	<p>○ 医療法の規定に基づき開設している助産所(出張専業の場合を含む。)のうち、出産育児一時金等の受取代理制度を導入している施設又は市町村から委託を受けて母子保健法(昭和40年法律第151号)に基づく産後ケア事業、産婦健診、妊婦健診等を実施している施設。</p>
	<p>薬局</p>	<p>1施設につき166,000円</p>	<p>○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)の規定に基づき開設している薬局のうち、保険薬局の指定を受けた施設。</p>
	<p>歯科技工所</p>	<p>1施設につき166,000円</p>	<p>○ 歯科技工士法(昭和30年法律第168号)の規定に基づき開設している歯科技工所。</p>
<p>施術所</p>	<p>1施設につき83,000円</p>	<p>○ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)(以下「あはき法」という。)又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)の規定に基づき開設している施術所(出張専業を含む。)のうち、受領委任取扱い施術所の指定を受けた施設又は医療保険(療養費)の対象となる施術を行っている施設。</p> <p>○ 同一施設で、あはき法と柔道整復師法の両方を開設している場合はいずれか一方のみを対象とする。</p>	